

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
その翌日とす)

目次
◇ 示
の 国民健康保険医として登録があったものとみなされるもの
准看護婦養成所の指定の一部改正
鳥取県家畜人工授精講習会規程の廃止
土地改良区の定款の変更の認可
土地改良事業計画の決定(二件)
土地改良事業計画の適否の決定(十三件)
土地改良事業の認可(二件)
土地収用法による土地の立入り
都市計画事業の事業計画の変更の認可

告 示

鳥取県告示第九十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
福 島 光 洋	鳥国齒第三八七号	昭和五十四年十一月五日

鳥取県告示第九十三号

昭和二十七年四月鳥取県告示第九十八号(准看護婦養成所の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県米子市加茂町一丁目の一番地」を「鳥取県米子市久米町一三六番地」に改める。

鳥取県告示第九十四号

鳥取県家畜人工授精講習会規程(昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号)は、廃止する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、名和土地改良区の定款の変更を昭和五十四年十二月五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十四年八月十三日付けで倉吉市下古川二二四番地木天富治ほか十五人の者から申請のあつた県営で行う土地改良(上北条地区農業用排水と農道整備、暗きよ排水を一体とした)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良(上北条地区農業用排水と農道整備、暗きよ排水を一体とした)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月十二日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び北条町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十四年九月二十二日付けで鳥取市野坂二三三木下金治ほか二十二人の者から申請のあつた県営で行う土地改良(高草地区農道舗装)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良(高草地区農道舗装)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月十二日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九十八号

昭和五十四年十月四日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(香取地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月十二日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十九号

昭和五十四年九月二十九日付けで日野町から申請のあつた土地改良(安原地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

三 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月十二日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百号

昭和五十四年九月二十九日付けで日野町から申請のあつた土地改良(安原地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月十二日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百一号

昭和五十四年十月五日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良(海川地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月十二日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百二号

昭和五十四年十月十九日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(萩野地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月十二日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百三号

昭和五十四年八月十三日付けで境港市から申請のあった土地改良（渡地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月十二日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百四号

昭和五十四年十月十一日付けで北条町から申請のあった土地改良（鎌谷地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月十二日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百五号

昭和五十四年十月十二日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（富吉地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月十二日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百六号

昭和五十四年十月三十日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（草池地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月十二日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百七号

昭和五十四年十月三十日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（富吉地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月十二日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千八百八号

昭和五十四年十月十一日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良(日吉津地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月十二日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千九百九号

昭和五十四年十月十三日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(伏野地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月十二日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に定し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百十号

昭和五十四年十月五日付けで羽合町から申請のあつた土地改良（水地下区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月十二日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百十一号

泊村から申請のあつた村営土地改良（宇谷地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百十二号

泊村から申請のあつた村営土地改良（原地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社鳥取支店

二 事業の種類

特別高圧送電線天神浄化センター線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

倉吉市上余戸、下余戸、八屋、伊木、山根、大平町、福庭及び清谷、

羽合町田後及び長瀬並びに東郷町長江及び佐美地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十四年十二月十一日から昭和五十五年五月三十一日まで

鳥取県告示第千百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 米子市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十四年三月二十二日から昭和六十一年三月三十一日まで

四 事業地

変更なし